


所管部課	都市建設部 下水道課	部長	田辺 康弘			
件名	東大和市下水道事業受益者負担に関する条例施行規則の一部を改正する規則について		区分	○	1 審議事項	
関係事項	条例規則	東大和市下水道事業受益者負担に関する条例				
	部課機関	会計課				
<p>1. 要旨</p> <p>下水道事業受益者負担金に係る納入通知書について、納入済通知書等の記載内容を変更する必要が生じたことから、改正を行うものである。</p> <p>(1) 主な改正点</p> <p>東大和市下水道事業受益者負担に関する条例施行規則（昭和59年規則第2号）の一部を次のように改正する。</p> <p>① 「下水道事業受益者負担金分割納入通知書兼領収書」を「下水道事業受益者負担金分割納入通知書兼領収証書」に改める。</p> <p>② 「下水道事業受益者負担金納入通知書兼領収書」を「下水道事業受益者負担金納入通知書兼領収証書」に改める。</p> <p>③ 「下水道事業受益者負担金一括納入通知書兼領収書」を「下水道事業受益者負担金一括納入通知書兼領収証書」に改める。</p> <p>④ 「下水道事業受益者負担金過誤納金還付請求書兼領収書」を「下水道事業受益者負担金過誤納金還付請求書兼領収証書」に改める。</p> <p>(2) 施行日 公布の日</p> <p>(3) 影響及び効果 適正な収入事務を行うことができる。</p>						
<p>2. 経過（現時点に至るまでの経過）</p> <p>文書課において審査済み</p>						
<p>3. 留意事項（問題点等）</p>						
<p>4. 主管部処理案（検討結果等）</p> <p>庁議終了後、速やかに改正手続き等を進めたい。</p>						
<p>5. 審議結果</p>						

注：定例庁議の場合は、金曜日の正午までに提出。